

第3回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日（水）午後1時30分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階災害対策室

3. 出席委員 (19名)

会 長 19番 大島 政幸

職務代理者 15番 梅本 信枝

委員	1番	鈴木 啓介	2番	瀬瀬 美由紀	3番	武生 雅美
	4番	可知 幸男	5番	三宅 一彰	6番	村瀬 耕平
	7番	小林 初世	8番	渡邊 春正	9番	遠藤 知
	10番	柘植 豊生	11番	長谷川富美代	12番	瀬瀬貴一郎
	13番	原 聡志	14番	近藤 明德	15番	梅本 信枝
	16番	水野 守文	17番	保母 直彦	18番	仲田 菜那
	19番	大島 政幸				

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第13号 農用地利用集積等促進計画について

第 6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について

第 7 報告第1号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉

事務局 副局長 三宅 英機

事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

会議を始める前に、日程第6の議案第14号と報告第1号、日程第7の報告第1号については、新しい委員の方は初めての案件でありますので、事前に制度について説明させていただきます。

〔 議案第14号及び報告第1号について、それぞれの制度について説明。 〕

それでは、開会宣言を職務代理者の梅本様、よろしくお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は19名中19名で定足数に達成しておりますので、総会は成立しております。

恒例に基づきまして、ただいまから農業委員会憲章を唱和したいと思いますので、御起立ください。

それでは、6番 村瀬耕平委員の先導によりまして、唱和を行います。村瀬委員、よろしくお願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。御着席ください。

それでは、大島会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願いいたします。

○議長

お疲れさまです。午前中に引き続きの方もありますが、午前中、恵那市農業振興地域整備促進協議会がありました。これは、前回、農振除外とか、編入とかの案件を扱ったわけですが、その最終的な審議が行われ、農業委員会の出した案のような感じで議決され、市へ答申がされましたので、御報告させていただきます。

あと、先日、農業会議の総会がございまして、8年度事業計画の説明がありました。第三次ぎふ農業委員会活性化大作戦が今始まっていますが、その中で重点課題としては、地域計画のブラッシュアップの強化と、タブレットの活用等が総会等に諮られて、これを重点に進めていくことになっておりますので、また、研修等があると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせてもらいます。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員に、12 番 瀬郷貴一郎委員及び 13 番 原聡志委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございました。

日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 2、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第 10 号農地法第 3 条の規定による許可について、御説明をさせていただきます。

11 番、大井町で、2 ページからになります。3 ページが議案書になっております。今回の土地の情報ですが、大井町の[]ほか3筆、現況地目は田、4筆で合計 2,193 平米です。権利種別は所有権移転で、譲渡人は[]さん、85 歳で、[]にお住まいの方、譲受けられる方は[]さんで、この方は息子さんになります。[]の同じ地番にお住まいの方になります。

理由ですが、お父さんの■■■■さんが高齢になり、農地管理ができないということで、生前一括贈与をしたいということで、息子さんの■■■■さんに譲渡すものです。■■■■さんは、父親の申請地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

4 ページが位置図になります。申請地は、大井小学校のほぼ北側に位置しております。

5 ページが拡大図、6 ページが現況の写真になっております。5 ページ、[REDACTED] になっておりますが、正しくは [REDACTED] ですので、訂正をさせていただきます。

続きまして、農地の現況は田になっております。農作業の従事については、農機具は軽トラックが1台と草刈機を所有し、そのほか親戚の方から必要な農機具を借りると聞いております。営農計画書では、申請地において水稻を栽培していきたいという計画になっております。なお、5ページを見ていただくと、下の南側がちょっと2か所ほど四角く、えぐれておりますが、昨年、宅地で第5条申請が出されて、現在、造成中です。地区委員会

では、その造成中の宅地と耕地、赤枠で囲われている奥の部分が段差があるので、その分について大丈夫だろうかという指摘があったんですけど、ここを御本人さんに確認したところ、父親や近所でやってらっしゃる農業経験者なんかに相談しながら、営農ができるようにしていきたいということでございました。

また、その宅地に挟まれた、道路状になってる箇所が南側にありますけど、そこについては、この奥に田んぼに入っていく田んぼの進入の農道として使いたいということです。農道として使う分については、農業施設として認められるということで、よろしいかと思えます。

あともう一つ、ここの水の取水をどうされるのかという意見が出ましたけど、ここについても、この北側にある水門がございまして、そこから取水して水を得ると御本人さんから確認しておりますので、お願いいたします。

7 ページ、長島町鍋山について説明をいたします。議案書が8 ページになります。土地の情報ですけど、長島町鍋山の■■■■■のうちの一部分になります。一筆の全体面積が5,292 平米のうちの448.16 平米になります。台帳、現況地目とも畑です。権利種別については所有権移転です。譲渡人は、■■■■■さんで62 歳の方、地元の■■■■■に住んでいる方です。譲受人は、■■■■■様で27 歳の方。■■■■■にお住まいになります。

■■■■■様におかれましては、自分の持っている農地の管理ができないこともありまして、今回、譲渡したいということでございます。譲受けられる■■■■■さんは、■■■■■に居住予定で土地を探していたところ、申請地を譲受けて営農に励みたいという、今回紹介により取得されるということです。

9 ページが位置図になります。申請地は長島小学校の南側に位置しております。10 ページが拡大図、11 ページが現況写真になっております。現況は、11 ページを見ていただくと休耕地ですが、この後、出てきます5 条の申請地が隣地になります。農作業の従事について、農機具は耕運機が1 台、軽トラが1 台、草刈機3 台を保有しております。営農計画書では、造られたおうちの隣でキュウリやナス、ネギ、シソなどの家庭野菜を栽培したいということになっております。

続きまして、13 番の笠置町毛呂窪について説明をいたします。議案書は13 ページ、14 ページの2 ページになっております。13 ページを見ていただくと、土地の情報ですが、笠置町の■■■■■のほか11 筆で、合計12 筆になります。田5 筆、畑7 筆の

合計 6,062 平米です。権利種別ですが、所有権移転で、譲渡人の方は■■■■様、51 歳で、■■■■にお住まいの方です。譲受けられる方は、■■■■さんで 72 歳で■■■■の方になります。

安江さんは担い手がなく、農地の維持管理が困難なため譲渡をしたいということになります。高齢と記入していますが、51 歳で高齢でないので誤植でございます。大変失礼いたしました。理由は、担い手がなくて困っているという事です。

■■■■さんは、今回、■■■■さんからお譲りを受けて、申請地を受けて担い手として農業経営を拡大していきたいということでございます。

15 ページを見ていただきますと、位置図になります。申請地は、恵那北小学校から北東側に位置しております。16 ページが拡大図、17 ページが現況の一部で、一番南側の田を写しております。農業の従事について、農機具はトラクター 5 台、田植機が 4 台、コンバインが 3 台、軽トラ 2 台を所有しております。営農計画では、水稻のほか、畑はジャガイモ、カボチャなどの野菜を中心に耕作をしていきたいということになっております。

続きまして、14 番の岩村町の案件です。議案書は 19 ページになります。岩村町の蕨平 2065 の 1 の田、1,445 平米のほか 1 筆で、合計、田 2 筆の 2,156 平米になります。権利は所有権移転で、■■■■さんが譲渡人になります。76 歳の方です。■■■■に、地元にお住まいの方になります。譲受けられる方は■■■■さんで 72 歳、先ほどの■■■■の方と一緒にあります。

次の担い手がなく、農地の管理が維持できないために譲渡したいというのが■■■■さんの理由で、譲受けられる■■■■さんは、今回、担い手として申請地を譲受けて営農に励んでいくということでございます。

20 ページが位置図になります。申請地は、岩村振興事務所の西側に位置しております。21 ページが拡大図で、22 ページが現況写真、現況 2 筆とも田です。この 2 筆は、前、岩村営農が利用権を持っておりましたが、今回の話で合意解約が成立しているということでございます。農作業の従事については、農機具がトラクター 5 台、田植機 4 台、コンバイン 3 台、軽トラ 2 台を所有しており、営農計画では、ここで水稻を栽培していきたいということになっております。

続きまして、15 番、岩村町富田の案件になります。24 ページが議案書になります。岩村町富田の花沖 2476 の 1 のほか 1 筆になります。現況地目とも田で、2 筆とも合計 3,125 平米になります。所有権移転が権利種別という理由になります。譲渡人の方は、■■■■

様 78 歳で、今、にお住まいの方、譲受人の方は先ほどから出ている さんです。

今回、次の担い手がなく農地の維持管理ができないために譲渡したい。それから、さんにおかれましては、担い手として申請地を譲受け営農に励んでいきたいということでございます。

25 ページが位置図になります。申請地は岩村中学校の東側に位置しております。26 ページが拡大図で、27 ページが現況写真、それから現況は田になっております。農作業の従事については、農機具はトラクター 5 台、田植機 4 台、コンバイン 3 台、また軽トラ 2 台等を所有していて、営農計画で水稻を行っていききたいということでございます。

一連、さんのお名前が出ておりますけど、さんは昨年辺りから精力的にこの恵那市の中に入ってきて、営農をしていききたいということで農地拡大をされてきている方です。急速に広げると大丈夫かなということで、御本人さんとも話をしましたけど、営農意欲は非常に高く、今後も展開をしていききたいと、そういうお話でございました。

続きまして、16 番、上矢作町の案件です。議案書は 29 ページになります。、地目現況とも畑で、面積は 210 平米です。権利種別は所有権移転で、譲渡人はさん 77 歳の方で、にお住まいの方です。譲受人はさんで、にお住まいの方になります。

さんにおかれましては、遠方に居住しており、農地を管理できないということで譲渡をしたい。譲受けられるさんは、に居住予定であって、近隣の申請地を譲受けて耕作に励みたいということでございます。

30 ページが位置図になります。上矢作小学校の東側に位置しております。31 ページが拡大図になります。32 ページが現況の写真になっております。営農計画について、農機具については、耕運機 1 台、草刈機 1 台を所有しております。営農計画書の中でも一般野菜を栽培して作っていききたいということでございます。

説明の方は以上になります。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

11 番から 12 番について、第 1 地区、三宅一彰委員長より協議の模様について報告をお願いいたします。

○5番

それでは、2ページの11番から御説明いたします。

3月11日に委員会を開催いたしまして、現地確認と事前審査を実施しております。

11番の案件につきましては、昨年12月の総会に5条申請で2件の案件を付した隣接の圃場になります。お父さんから息子さんに生前贈与されるということで、譲受人は譲渡人と同居をされております。以前は一緒に耕作をされておりましたけど、この6年ほどは近隣の担い手の方に作業委託をされていたということですが、この1年間は委託せずに、そのまま休耕地として何も作付等はされておりました。

今後、作付予定としては水稻を作付されるということで、農機具も所有されておりますし、農業経験もありますので、地区委員会としては特に問題はないという判断をいたしましたけど、昨年12月に申請を上げた5条申請地の2筆が宅地造成されておまして、そのつくり土が今回の申請地のところに広げてありますので、現地確認した時点では広げたところと、それ以外の部分と、ちょっと段差がありましたので、その辺、委員の中から意見が出ましたが、先ほど事務局から御説明ありましたように、ならして使われるということですし、水利も確保されてるということですので、特に問題はないと判断をいたしました。

次に、7ページの12番。譲受人については、現在、XXXXXXXXXXにお住まいです。奥さんのお父様がこの長島町永田で電気工事会社を営んでおまして、今、勤めてみえる会社を辞めてこちらへ勤務をするために、奥さんの実家の近辺で候補地を探してみえて、今回、この申請地を取得されることになりました。

譲受人は、農業経験はありませんが、家庭菜園程度になるかと思いますが、自家製野菜を栽培されるということですので、農機具についても奥さんの実家の実家から借りられる予定ですので、これも特に問題はないであろうという判断をいたしましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、13番について、第3地区、遠藤知委員長より、協議の模様について報告をお願いいたします。

○9番

それでは、農地法3条の処分について、3月19日に地区委員会を行いまして、審議した結果を報告させていただきます。

13 から 14 ページを御覧いただきまして、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんの案件です。整備地が 3,933 平米、未整備地が 63 平米、畑が 2,066 平米と合わせて 6,062 平米ありますが、■■■■さんは■■■■に 1 人で見えまして、今までは近所の方が耕作しておりましたが、昨年、息子も■■■■に住んでおりまして、農作業を手伝ってはあったんですが、息子が亡くなりまして跡継ぎがいないということで、今回、■■■■さんに譲渡するということで、土地を手放すことになりました。

16 ページの拡大図になります。上のほうの 5 筆が畑です。未整備地の畑であります。そして、■■■■と■■■■も未整備地の畑で、■■■■が田んぼになりますが、これも未整備地になっております。田んぼとしては、その下の段の 3 枚、■■■■、■■■■、■■■■、この 3 つと■■■■、上の段、5 筆が整備地として水稻を植えて耕作してみえます。

譲渡人の■■■■さんは、■■■■に住んでおられまして、■■■■でも田んぼを 24 町歩、畑 1 町 4 反、営農してみえまして、トラクター 5 台、田植機 4 台、コンバイン 3 台、軽トラ 2 台と、■■■■さんは 72 歳ですが、長男は 38 歳で、両者、年間 220 ぐらいは農作業に励んでみえるということでありまして、後でも出てくると思うんですが、山岡地区にも田畑を耕作してみえて多角経営をしてみえることもありまして、今回も経営規模拡大で、上の 5 ずつある未整備地の畑の真ん中に■■■■さんの自宅があるんですが、ここに住みながら営農をしていくということで、地域の住民に溶け込んで生活を共にするという決意もあります。

第 3 地区の結論としましては、議事の案件について、営農計画に熱意もあり、異議なく、問題ないと判断いたしましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

続きまして、14 番から 16 番について、第 4 地区、近藤明徳委員長より、協議の模様について報告をお願いいたします。

○14 番

それでは、第 4 地区の審議を報告いたします。

農地法第 3 条の 14 番から 16 番の案件につきまして、先日 3 月 16 日に地区委員会を開催いたしまして、現地確認と事前審査を実施しました。その協議の結果について報告いたします。

18 ページの 14 番につきましては、営農組合との利用権設定がありましたが、既に解約されているということで、問題はないということですが、22 ページを見ていただきますと、奥に 1 枚水田があるわけです。これが [] ですけど、これも営農組合が利用権設定をしておりますとか、[] と水路と進入路が一緒ですので、これにつきまして営農組合としては、今後、どうして耕作していこうかなという問題はありましたけど、地区委員会としては、あとは営農組合と地権者との話し合いをしていただくことで現場を確認しました。

事前にこういうことがあるので、地区委員会としては、隣接者への相談とか配慮してほしいという意見がありました。

23 ページの 15 番につきましては、問題はないと判断いたしましたけど、ここも富田地区の非常に広い水田があるわけですけど、水路につきまして、水源確保が非常に難しいところですので、地域の方とうまく話し合いをしていただいて、耕作していただきたいという意見がございました。

16 番につきましては、今回の申請農地の隣にあります空き家を購入されて、そこで移住されて耕作するというので、この件につきましては問題ないということでした。

第 4 地区委員会としては、案件につきまして異議なく、問題ないという判断いたしましたので、審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について、質疑がありましたら挙手の上、発言をお願いいたします。

○17 番

13 番の毛呂窪の件ですけど、同じ [] さんが購入されることで、[] さんは私の地区でもあったんですけど、土地型農業で、水田でたくさんの農地が必要ということで積極的に買われているんですけど、今の毛呂窪の畑が入ってて、しかも、原野と書いてあるんです。原野の田と畑が入ってるんですけど、土地型でないとなると、営農は、この人、阿木の出身なんですよ。阿木が本拠地でやってみえて、山岡、毛呂窪とか広範囲にわたってやられるんですけど、その辺の営農計画は大丈夫なんですか。

○14 番

僕もこの近く、以前、仕事で配達とか、いろいろ行っておったんです。自宅の周りに未

整備地の畑があるんですが、僕が行っていた頃は、ササの畑みたいなもので、どこに道があるか訳の分からんような、ジャングルのようなところにあったんです。ジャングルになるとようなところが今はきれいに刈られて、ちょっと耕せば、いつでも野菜等はできる状態にはなっておるんです。

だから、どの程度まで作るかは結果が出てないので、確認はできないですが、一応、意欲的には、ここに住んでおる以上は、若干の野菜を作りたいという意思もありますので、心配なからうという解釈はしております。

○事務局

事務局からも一応確認をいたしまして、畑、今回、初めてのような、大丈夫ですかと話をしたところ、耕作するというような回答をいただいておりますので、それを見ていきたいと思います。

○17番

ありがとうございました。

○議長

次、お願いします。

○10番

今の話で、先日見ましたよね。道路脇のちょっと草の刈ってるところ、畑にはできそうだなと思ったんですけども、その上の廃屋の周辺、あれもやるって言ってましたか。

○事務局

耕作するとの話は聞いております。

○10番

廃屋で、家としては多分住めないようなもので、周りがかんがりの土地だったんですけども、大丈夫ですか。

○事務局

御本人さんからはそのように聞いております。

○議長

よろしいですか、ほかに質疑はありますか。

○事務局長

今、各委員長さんからお話あった中で、第4地区、近藤委員長さんからお話もあったものですが、21ページの■■■■さんの所有権移転の件です。

分かりにくいのでもう1回話しますと、21 ページで、右と左にありまして、
は所有権移転が出てきております。
とその隣接の三角のところでは右側に細長く川沿いですが、ここは進入の農機具が入る、軽トラや、そういった搬入する車両も奥へ入れない。右と左、両方とも
さんやっておられて、今回、合意解約でこの
の分だけ出てきましたけど、ここを
さんがやられると奥はなかなか入れないので、営農組合としては、奥のほうは耕作ができないと地区委員会で意見も出ました。こちらについては
さんに、奥のほうが、なかなか地主さんが営農組合にやってほしいですけど、入れないので、この辺は、今度、買われる方とのお話し合いもしていただくことをお促ししたらどうでしょうかということで、事務局から
さんにお話ししました。
さんの申請の隣の細長いところ、2089 の2 のちょうど地番の記入部分、この1枚は、入れなくなるので、地主さん、営農の方、特に、今回、
さんと地主さんともお話しして、今後、うまく全体的農地利用ができるように話し合いをしていくという回答を得ております。

うまくいけば、
さんがここも買わせていただければ、一体的に利用できる。今は、
さんが入れないので、ここが耕作放棄になってもいけないので、これから話をされるという回答を得ております。

あともう一つ、富田です。26、27 ページについても、近藤委員長さんから話がありましたように、大変水が少ないところで、ここも水を使うのに大変苦慮するところなので、地域の周りの人も困ることもあるかもしれない。それで、周囲の方ともお話を進めてくださいねと、うちの書記から
さんには意見があったことは伝えておりますので、それについても、そのように対応していきますという回答を得ておるところでございます。

以上でございます。

○議長

以上でいいですか。

○17番

この件は、そういう話であれば決着するんだと思うんですけど、山岡の例でも、少し端のところが未消化のまま、
さんから買われた土地の一部分が、処置もなく使えない私道になってるまま取引が終了しとるんです。今後、その話し合いをされるということですけど、今の富田の例も同じですよ。

例えば、常識で言えば、1筆全部を自分の所有にして、私道になってるようなところを作らないのが普通だと思うんですけど、使えないようにしといて買うことはいかがなもの

かなと思うんですけど、所有権移転するのは。

山岡の例は、端5メートルぐらいの幅を残して、所有者が違うんです。所有者がこれだけ残してたのを■■■■が全部、使用権でやってたやつを、■■■■さんの分だけを所有権移転したので、端の5メートル幅ぐらいのものが残ったままになっとる。それも、その人にとっては、■■■■も使えないし、持ってる人も田んぼにも入らないので意味がないので、普通ならばそこの部分も一緒にやりますよね。

今回の富田の例も、搬入路が1つで、半分だけやって、今後話し合いますって、そうですかで済むんだけど、そうする必然性がちっとも理解できないというか。その点、どうなんでしょうか。そうやって言えば仕方ないぞという話なのか。

○事務局

それは、この前の山岡の細い多分1筆のことを言われてるんだと思うんですけど、そのときの審議の場でも言ったんですけど、まず、■■■■さん側としては、今回、話がまとまった申請地の中は譲受けてということを先行させてもらって、その後にはなってしまうんですけど、所有者さんと別で、その話はさせてもらおうと聞いております。

○議長

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第10号、11番から16番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして、議案第 11 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

資料は 34 ページが議案になっております。土地の情報ですが、[REDACTED]です。72 の 1 のうちの一部です。登記簿は畑、現況、宅地で、612 平米のうちの 289.44 平米です。現況は畑 1 筆で、同じ数字になります。申請者ですけど、[REDACTED]さんで、[REDACTED]の方。用途は、農家住宅と物置、車庫です。転用理由は、敷地の調査を行った際に、申請地の一部が農地であることが判明したために、現況に合わせて変更したいということでございます。

この場で、35 ページが位置図になります。申請地は、明智振興事務所の南側に位置しておりまして、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地です。36 ページが拡大図で、申請地は全部で 1 筆です。37 ページが現況の写真で、既にこのように宅地となっております。このため、申請書には始末書が添付をされております。38 ページが計画図です。周辺の状況ですが、北側は宅地、東側は畑、南側、西側は宅地です。雨水は現況の水路がございまして、そちらへ流すのと、下水は合併浄化槽を利用していますということでした。

以上で説明は終わります。

○議長

5 番について、第 5 地区、保母直彦委員長より、協議の模様について報告を願います。

○17 番

それでは、34 ページの 5 番、転用許可申請について、今、事務局からありましたが、3 月 16 日に現地確認と事前審査を実施いたしましたので、報告ですけど、既に宅地で使われているところですので、全く問題ないという結論になりましたので、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件に質疑がありましたら、挙手の上、お願いいたします。

それでは、意見ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 11 号、番号 5 番、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当と認めることについて賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 11 号は許可相当と認めることに決定しました。

日程第 4 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

日程第 4、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案 12 号の農地法第 5 条について説明をいたします。

40 ページが議案書になります。土地については、XXXXXXXXXX、畑、雑種地の 867 平米です。権利は所有権移転で、譲渡人はXXXXXXXXXX様、XXXXXXXXXXにお住まいの方です。譲受人は、XXXXXXXXXXのXXXXさんになります。このXXXXXXXXXXにお住まいの方です。用途については、来客用の駐車場で、転用理由は店舗の駐車場として使用するためということでございます。

41 ページが位置図になります。申請地は、市立恵那病院の南側に位置する第 3 種農地の用途地域となっております。42 ページが拡大図で、申請地は全部で 1 筆です。43 ページが現況の写真で、既にこのような駐車場のよう形に使われているということでございます。44 ページが計画図になりまして、周辺の状況は北側、東側が畑、南側が市道で、西側が畑となっております。雨水排水は南側の既設側溝を経由して排水している。造成などの計画もなく、そのままの状態で使用していきたいということでございます。

地区委員会の場で、44 ページ、店舗のXXXXXXXXXXさんをオレンジ色で囲うような線で一体利用地として出ているということでございます。間に市道が入っているので、これは一体利用地として大丈夫なんだろうかという意見もありましたけれども、確認をしたところ、この駐車場は、この店舗の駐車場として使いたいという意味でこのように書いたということでございますので、まずはこの計画図で進めたいという話でございました。

続きまして、45 ページ、長島町鍋山の案件になります。46 ページが議案書で、先ほどの 3 条の案件の隣地になります。XXXXXXXXXXのうちの一部、現況地目、登記簿とも畑で、5,292 平米のうちの 549.96 平米になります。権利は所有権移転です。譲渡人

よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

意見ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 12 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めることに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 12 号は申請のとおり許可相当と認めることに決定いたしました。

日程第 5 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

次に、日程第 5、議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画について」を議案とします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、毎月説明させていただいている農用地利用集積計画について説明いたします。

52 ページからが総括表になります。今回、非常に多いということで、38 万 8,117 平米の借り手 7 件、貸し手が 101 件になっております。その内訳ですが、53 ページが新規になります。これは、山岡町の 12 件で 3 万 1,309 平米の出し手 8 人の受け手 2 人になっております。

次も、新規で岩村町と上矢作町の第 4 地区に該当しているものになります。このような形で 1 万 3,741 平米になります。

次からが[]さんの更新になります。非常に多くて、61 ページまで行きますけど、赤枠の中に 65 人の出し手と受け手については、[]を媒体した[]さんが受けられるということでございます。

続きまして、62 ページは[]さんを中心に掲載をさせていただいております。これについても、65 ページの赤枠にございますけど、明智町が 84 件の、岩村町 3 件、山岡町 2 件の出し手 27 件、受け手 3 件の 13 万 2,496 平米です。

非常に大口での、更新の内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

地区委員長より説明を求めます。

岩村町、上矢作町について、第 4 地区、近藤明德委員長より案件の説明を求めます。

○14 番

地区委員会で協議しまして特に問題はありませんが、岩村町の 1 件と上矢作町の 13 件に 54 ページにあるわけですけど、これにつきましては新規です。特に上矢作町につきましては、新規での担い手という位置づけをこれからしていくということで、地域の農地の全部受ける形で新規に申請しております。

それから、他の岩村町の案件につきましては、[]の継続になりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、山岡町、明智町について、第 5 地区、保母直彦委員長より協議の報告をお願いいたします。

○17 番

明智町、山岡ですが、ほぼ継続で、特に問題はないとお聞きしました。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 13 号の「農用地利用集積等促進計画について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、承認いたします。

日程第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について

○議長

続いて、日程第6、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について」の報告をお願いします。

○事務局

それでは、事務局から説明いたします。

資料は66ページからで、67ページをお開きいただくと、市長から、今回、農業委員会会長宛に意見徴収の依頼が来ているということでございます。

この内容は、前回の農政課で説明をいたしました農振農用地の除外と編入、今回の説明しております中間管理機構の契約の変更、こういったもので、地区委員会で農政課から説明がありましたが、先ほど申しました地域計画の内容を変更するものです。ですので、内容については、既にこれまで総会等で審議をされて了承を得ているものになりますけど、意見を付してほしいということなので、変更に関して農業委員会として、今回、お諮りをするものになります。ポイントのみ説明をさせていただきます。

まず、第1地区に該当する69ページから71ページに該当する大井町、長島町、東野、これに当たっては、農振農用地の除外のための面積変更になります。先ほど申した農振農用地を除外したために面積が変更になったので、地域計画も変更されることになります。

続きまして、72ページになります。72ページから74ページの第2地区に当たる三郷町、武並町です。それから、第3地区に当たる笠置町と中野方町に関しましては、これも中間管理の変更による地図の変更です。

75ページを見ていただくと、中野方町になります。この中野方町の変更の理由としては、 さんの新規の集積また解約による面積の変更で、今回、計画の変更が行われているということでございます。

続きまして、76ページの岩村町につきましては、田んぼから施設用地への変更がありました。それから、 の合意解約による面積の変更で、地域計画の変更がされているということで、着色等の地図変更が行われるということでございます。

77 ページの山岡町です。ここに関しましては、農振農用地の編入がございました。それと合意解約によるものになります。それに伴う計画の変更です。

78 ページの明智町は、中間管理による新規契約と杉平機械化営農組合の合意解約による面積変更で、地域計画の変更が行われるということでございます。

79 ページ、上矢作町については、この変更理由にありますとおり、農振農用地の除外のための面積減になります。

簡単ですが、資料内容については以上で説明を終わります。

○議長

事務局から説明がありましたが、質問がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○12番

69 ページの大井地区ですけど、減った面積が 0.5 で、下の農地と畑のあれが 0.6 になってるんですけど、0.1 合わないですけど。

○事務局

これ、1 回、農政課に確認をさせていただきます。

○議長

確認いたしますので、ここで5分休憩します。申し訳ありません。お願いいたします。

〔 休憩 〕

○議長

それでは、再開いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

今、担当の農政課に確認したところ、変更前の 58.4 が違っており、58.2 の 0.3 が正しいということでございます。そのように訂正をさせていただくということでございました。よろしいでしょうか。

○12番

すみません。ちょっと知識なくて、教えてください。

区域内の農用地等面積と農地面積と田の面積は、どういった関係ですか。

○事務局

今の確認ですと、農用地等面積は、農業用施設とか、そういったものも入ってると言わ

れました。農地面積は、純粹に田と畑の面積がこの数字ということでした。

○12番

分かりました。別に数字が違ってても大丈夫なんですね。

○事務局

はい。

○議長

よろしいですか。

それでは、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく意見徴収について」は、意見なしとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございました。

全員賛成ですので、意見なしということで恵那市長に報告いたします。

日程第7 報告第1号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

○議長

続いて、日程第7、報告第1号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」の報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、事前に申し上げました報告第1号として、営農型太陽光発電設備の営農状況の報告で、毎年1回行っているということでございます。今回も説明させていただきますので、お願いします。

80 ページからになります。既に地区委員会で該当する地区の方に関しては現地視察を行っております。長くなってしまうので、これも要点のみでお伝えさせていただきたいと思います。

81 ページが、1つ目の三郷町野井の大平の案件になります。81 ページが今回の報告書になります。主な記載内容として、作っているのはシキミで、定植から4年目であるということです。令和7年3月、8月に出荷して、14.5 キログラム、販売は1万 3,400 円、初出荷でございました。

地区委員会の場で、当初の計画はどれぐらいに持ってあったんだろうというお話があったので、調べてみたところ、当初は 2.17 キログラムを若干見込んでおりましたので、収

穫量には達しているという報告が報告書の中の記載にもされております。また、知見者として、同じく[]の所見が、報告書の 81 ページの下部についております。過湿防止のための素掘りの側溝が施されたこと、樹勢の弱りが発生したことで補植が行われたことで、現在、15%に枯れや樹勢の弱っているところも見られますけど、生育はしていることが報告として上がっている次第です。

このようなことで、81 ページから 92 ページまで大平の案件が載っております。現況写真も最後につけておりますけど、太陽光発電の下でこのような 89 ページにあるような写真の状況が見えているということでございます。

2つ目、三郷町野井の山地の案件です。93 ページからになりますけど、ここでは主な内容が、これもシキミです。栽培管理や生育の状況として、防除、防疫作業を行って、必要な場合は補植なんかも行った。大半は、徐々に生育しているということでございました。栽培 4 年目で、令和 7 年 3 月、8 月に収穫し、9.5 グラムを出荷したということでございます。これも、当初 2.17 キログラム収穫を予定してたので、目標は一応達成しているということでございます。

これも知見者として、[]の所見が書かれておりますけど、過湿防除のための素掘り側溝が施されたことや、補植や土壌湿度に注意して栽培をしていくとよいという案件が 94 ページにも所見が見受けられるということでございます。

ちなみに、104 ページに収支報告書が掲載をされております。若干ですが、このように収入が上がっているということでございます。

続きまして、111 ページ、3つ目の飯地町になります。112 ページからが今回の報告書ですけど、主な作物として、シキミが 4 年目で栽培されております。当初、これも収穫 48 の見込みがありましたけど、令和 7 年 3 月、9 月、12 月に出荷販売があったということです。21.7 キログラムの収穫目標で、36.21 キログラムを収穫しているという報告が上がっております。

知見者としての[]さんからも、こういったシキミの植え替えが生育されて良好であるということの記載がされておるところです。

続きまして、131 ページです。中野方町の案件になります。132 ページが報告書になります。全部で 6 か所になりまして、132 ページから 148 ページが八幡の案件として載っております。作物は、ここに関してはブルーベリーで、知見者として[]の所見

が下部にあります。所見としては、収穫にはまだ至っていないですけど、生育は順調であるという報告を受けております。

続きまして、中野方町の起シの案件になります。149 ページから 160 ページが報告書になります。主な記載内容としては、ここは作物はサカキを栽培されておられます。これも微々たるでございますけど、令和 7 年 8 月、5 セットで 1,500 円の販売があったと聞いております。

知見者としては、[] の所見が下の部分になります。台落としを実施して収穫量が見込まれると、品質は問題ないと、所見が今のところ、されております。これも一応、今回、48 キログラム収穫量の予定があったということですが、まだ、そんなところまで到達はされていないので、今後の収穫に期待をしたいというところでございます。

最後、163 ページ、山岡町の案件になります。ここに関しては、報告書が上がっておりますけど、地区委員会の場合でも発言がございましたが、発育状況がちょっと悪くて、知見を有する [] から、165 ページにあるように、枯れた苗木は再度植え替えをしたほうがいい。それから、水はけが悪いことから、防草シートを 1 回外してみるといったなどの助言がされております。

それで、先週、地区委員会後になるんですが、営農者の [] さんとお会いする機会がありましたので、その場で事務局からも改めて、このような内容で 1 回防草シートを外したり、必要であれば植え替えをしたりとか、こういう指摘の部分をちょっとやってもらえないかという改善の指導の話をいたしました。その旨を受けて、当人も了解して、今後、営農ができるようにしていきたいという回答はもらっております。

169 ページ、こういった感じで、ちょっと荒れてるような状況が現場でも見受けられたということでございます。今後の検討課題というか、見ていかなければいけない箇所ではあると思っております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

質疑がありましたら、挙手の上、お願いいたします。

質疑がないようですので、日程第 7、報告第 1 号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」の報告を終了します。

以上で、本日の議事日程を終了いたしますので、職務代理者より、この後の進行をお願い

いたします。

○職務代理者

これもちまして、令和８年第３回恵那市農業委員会総会を閉会します。皆様、御苦勞
さまでした。

（ 閉 会 ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 12 番

議事録署名者 13 番